

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
島根県、浜田市

2 構造改革特別区域の名称

島根あさひ社会復帰促進センターPFI特区

PFIとはPrivate Finance Initiativeの略で、公共部門が担ってきた社会資本整備や公共サービスの提供について、民間の資金や経営ノウハウを活用することによって、低廉かつ良質な公共サービスの提供をめざす手法

3 構造改革特別区域の範囲
島根県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 立地条件

島根県は中国地方の北部、日本海に面する山陰側に位置し、県土は約6,700km²で東西に長い地形が特徴であり、その距離は約240kmと、隣の鳥取県の約126kmに比し約2倍にも及ぶ。県土の約8割が森林であり、中山間地域もまた8割を占める。全市町村の約9割は中山間地域に属し、農林業従事者の比率が高い。また、海岸線総延長約860kmの8割は自然海岸であり、自然公園も14箇所、その総面積は県土の6%を占めており、海と山の優れた自然環境が残っている。さらに県東部の島根半島の北方40~80kmの海上には、島前・島後などからなる隠岐諸島がある。

東西に長く、離島を抱えるという地理的に不利な条件の下で、県内いずれの地域においても住民が必要なサービスを楽しむことができるよう、東西二つの高次都市圏の形成をめざし、石見空港や浜田港の整備、しまね海洋館アクアスの開館、島根県立大学の開学、県立石見美術館の開館など都市機能の充実に進め、県西部の地域振興にも力を注いできたところである。

この度「島根あさひ社会復帰促進センター(仮称)」が設置される浜田市は、島根県西部の日本海を望む位置にあり、市域の大部分は丘陵地や山地で、古くから海と山の恵みにより栄えた地域である。

浜田市は、平成17年10月1日に(旧)浜田市と(旧)那賀郡4町村(金城町、旭町、弥栄村、三隅町)が新設合併し、人口63,046人(平成17年国勢調査結果)、面積約690km²を有する県西部の中核的な都市として新たに誕生した。

市域は、日本海沿岸部から広島県境にまで及び、港湾都市と中山間地域

の双方を併せ持つ変化に富む地域となった。

また、平成3年に開通した中国横断自動車道広島浜田線や整備中の山陰自動車道による高速・広域交通網、県内最大の国際貿易港である重要港湾浜田港、平成12年に4年制に移行した島根県立大学など地域の社会基盤の整備も進んでおり、県西部地域の拠点都市として発展が見込まれている

このように恵まれた立地条件を有する浜田市では、浜田那賀方式と呼ばれる自治区制度を設け、旧市町村単位に区長を置き、地域住民の声を反映したきめ細やかなまちづくりを目指している。

そして、「島根あさひ社会復帰促進センター（仮称）」の建設予定地を有する浜田市旭町（旧那賀郡旭町）は、広島県との県境に接し、浜田港まで24kmの位置にあり、標高500～1,000m級の山地に囲まれた山あいに集落を形成する新市南部の地域である。

（2）人口の推移

島根県の人口の推移は、減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、減少率は平成7年から平成12年が1.3%（全国1.1%増）、平成12年から平成17年は2.5%（全国0.7%増）となっている。また、平成17年の国勢調査によれば、高齢化率は27.1%と全国平均20.1%を大きく上回り全国一位であるのに対し、15歳未満の年少人口比率は13.5%と全国平均13.7%を下回っている。

本県の人口減少の要因は、出生を死亡が上回る自然減以上に、転入を転出が上回る社会減が大きいことによるもので、多くの若者が県外に進学し、そのまま県外で就職することに加え、県内新規学卒者についても、県内に働く場がないために県外に就職の機会を求めて流出しており、こうした若者の流出超過の構造を転換する必要がある。

浜田市についても同様に、市域全体で減少傾向にあり、減少率は平成7年から平成12年が3.9%、平成12年から平成17年は3.7%と、いずれも県平均より高い減少率となっている。また、平成17年の国勢調査によれば、高齢化率は28.6%と県平均を上回る一方、15歳未満の年少人口比率は12.8%と県平均を下回る低い率となっている。

（3）地域産業の状況

島根県の地域産業についてみると、島根県の県内総生産額は、平成13年度で2兆5,266億円、前年度比0.6%の減少で全国第45位である。第一次産業は591億円、前年度比1.2%減で全体の構成比は2.3%、第二次産業は6,266億円、前年度比9.7%減で構成比24.7%、第三次産業は1兆9,330億円、前年度比3.4%増で構成比7

6.5%となっている。全国平均と比較して、製造業、卸売・小売業の占める割合が小さく、建設業、電気・ガス・水道業、政府サービスの割合が大きく、総じて官公需に依存する割合が高いことが特徴としてあげられる。

次に、浜田市の地域産業の状況についてみると、平成3年から13年までの10年間に、産業全体では事業所数は10.7%減少し、製造業、卸売・小売業・飲食店の減少率が大きい。

第一次産業を見ると、まず農業では、平坦地の少ない急峻な中山間地で狭隘な耕地が多く、65歳以上の基幹的農業従事者比率が約70%と高いことや、イノシシ等の有害鳥獣による被害増加等により耕作放棄地の増加が見られる。このような状況のなか、中山間地域産業を支える農業の振興施策として、集落による農地の多面的機能を促進する取組や、地産地消の推進、産地化を目指した日本なし（赤なし）、柿、ピオーネ、バラの栽培など、創意と工夫による積極的な取組が活発化し、特産品の生産振興が図られている。

林業では、森林面積が土地総面積の81.6%を占め、間伐を必要とする人工林の林分も広く、育成途上にある森林に対する効率的・効果的な整備が重要な課題となっている。

しかし、林業を取り巻く情勢は引き続き厳しい状況にあり、林業経営意欲も低下し、林業労働者の減少と、高齢化などの問題を抱えている。

一方、良質な木質資源に対する潜在的ニーズは拡大しており、地域材の付加価値化と新たな木材流通システム構築の取組が始められている。

漁業は、重要漁港とされる特定第三種漁港の浜田漁港があり、平成2年には、過去最高の漁獲量をあげ、全国の漁港別漁獲量で10位を占めたが、資源の減少により累年水揚げ高が下がっており、漁業経営の不振と、船員の後継者不足・高齢化が問題となっている。

第二次産業の製造業においては、事業所数及び従事者数ともに食料品が圧倒的に多くを占めている。製造品出荷額、付加価値額が高く雇用規模も大きい業種は、食料品、木材・木製品、家具・装備品であり、地域の基幹業種と言える。しかし、いずれも出荷額で減少傾向にある。

建設業では、国・地方ともに厳しい財政状況の下、更なる公共事業の減少が予想され、民間工事の少ない浜田地域においては、建設業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

(4) 医療環境

近隣の医療環境については、地元浜田市には国立病院機構浜田医療センターがあり、地域の総合病院であるとともに、県西部の高度・特殊・専門的な医療サービス提供を担っており、平成21年度に予定される移転新築

によって一層の機能充実が期待されている。

また、隣接する江津市には平成18年6月に移転新築した済生会江津総合病院があり、浜田医療センターとともに地域の中核的な医療機関としての役割を担っている。

浜田医療センターは、病床数354床で、内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、気管食道科、放射線科、歯科、麻酔科の22科の標榜診療科を有し、県西部唯一の救命救急センター（10床）を設置するほか、地域医療支援病院の指定や質の高いがん治療を行う地域がん診療拠点病院の指定を受けている。

一方、「島根あさひ社会復帰促進センター（仮称）」の建設予定地を有する浜田市旭町の医療の状況は、2つの外科・内科診療所と週1回診療を行う内科診療所、1つの歯科診療所があるものの、その他の診療科目については（旧）浜田市内等へ通院しなければならず、とりわけ地元住民からの要望がある眼科の整備が急務となっている。

（5）矯正施設の誘致

法務省が刑務所の設置を決定した「旭拠点工業団地」は、中国横断自動車道広島浜田線旭インターチェンジに近接した場所に位置し、浜田市街地まで15分、中国縦貫自動車道への乗り入れ35分という優れた交通条件を備えている。同団地は、平成9年（1工区）・10年（2工区）から分譲を始め、様々な優遇策を講じたものの社会経済情勢の変化等から企業誘致が進まず、全体分譲面積約22.6haのうち0.5haの分譲にとどまっていた。

（旧）旭町をはじめとした地元市町村や経済界、及び県では、地域活性化を図るため、平成15年以来、同団地への積極的な矯正施設の誘致活動を実施してきたところ、平成17年3月、法務省は、2,000人収容の刑務所の同団地への設置を決定し、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業に続き全国で2番目のPFI手法による施設設置・運営が行われることとなった。

PFI手法によって刑務所における事務（刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律及びその他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務）が民間事業者へ委託され、民業が拡大することは、浜田市はもとより、近隣市町村を含めた島根県の雇用の拡大と地域経済の活性化に大きな効果をもたらすものである。

(6) 地域特性を活かした刑務所の運営

「島根あさひ社会復帰促進センター(仮称)」では、刑務作業や職業訓練において、特に農作業・園芸・森林管理・木工作业・漁港内作業など地域の農林水産業を取り入れることとされており、当該地域の豊かな自然環境を活かし、大地とふれあう自然への営みを通して受刑者の改善更生が一層図られるとともに、周辺地域の農林水産業への民間の創意工夫を活かした支援にも直結するものと期待される。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 刑務所業務の民間委託による地域の活性化

従来から委託可能な食事の提供や洗濯などに加え、特区による規制緩和によって、刑務所における業務が大幅に民間事業者へ委託され民業が拡大することにより、周辺地域からの物品・サービスの調達等が促進され、地域経済活動の活性化と地元雇用の拡大が期待できる。

浜田市の「まちづくり計画」でも、刑務所の設置が、農林水産業・商業の振興、雇用問題の改善、定住促進などに繋がる一大プロジェクトと位置づけられ、施設整備・運営への全面的協力が謳われており、特別区域の振興計画にも沿うものである。

また、特に、「島根あさひ社会復帰促進センター(仮称)」では、刑務作業・職業訓練において地域の農林水産業の積極的活用の方針が示されており、民間のノウハウと地域との連携を活かし、自然の営みを通じた受刑者の更生と社会復帰が一層図られるとともに、周辺地域の農林水産業への支援にも直結するものと期待される。

(2) 地域医療体制の整備

特別区域内の浜田市旭町において、特区による規制緩和によって刑務所施設内診療所の公的医療機関開設者等への管理委託、及び診療所(眼科に限る。)の地域住民への開放が行われることは、眼科医療を行う医療機関がない浜田市旭町での眼科診療が可能となり、浜田市が進めている中山間地における医療の充実に資するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 地域との共生による刑務所運営の実現

受刑者の日常生活に必要な物品・サービスの提供はもとより、刑務作業や職業訓練における地域資源・地場産業の活用をはじめ、受刑者の更生・社会復帰に地域全体が様々な形で協力し関わっていくことにより「地域が

支える刑務所」を実現する。

(2) 地域経済の活性化

P F I手法による刑務所の建設・運営と、地域に居住する刑務所勤務の職員及びその家族の日常消費活動は、低迷する地域経済に大きな経済効果を与えるものであり、産官一体となって人・物の供給体制を整え、地域経済の活性化につながることを目指す。

(3) 地元雇用の促進と人口定住

民間事業者による施設内外での刑務所事務の遂行・関連するサービスの提供、更には地域に波及する経済活動によって、特別区域内での雇用が促進され、過疎化・高齢化が進む当該地域において若年者をはじめとした人口定住が促進することを目指す。

(4) 地域医療の充実

刑務所施設内の診療所が地域住民に開放され、ニーズの高い医療が提供されることによって、地域医療の充実を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 施設内の生活物資消費等による経済効果

刑務所施設内で2,000人の収容者が消費する食料品や日常生活用品等について、事業期間(17年6月)を通じた地元調達等の予定額として、食材調達約40億円、日常必需品・衣類寝具などの調達約4億円、清掃業務委託約8億円、理容業務委託約4億円、交通安全教育の実施協力約1億円、図書・新聞の購入約1億円など、計約58億円(約3.3億円/年)が見込まれており、供給能力や価格競争力等の課題はあるものの、地元事業者等が納入することによる経済波及(生産誘発)効果が見込まれる。

また、刑務所に勤務する職員及びその家族約700人(推計)が新たに特別区域内に居住した場合、その消費拡大による経済波及(生産誘発)効果を試算すると、年間約9億6千万円程度と見込まれる。

また、受刑者への面会者のほか、全国2例目のP F I刑務所として視察者も多いと思われるため、交流人口増による経済効果も生じることが期待される。

(2) 雇用創出効果

2,000人規模の刑務所の運営に必要とされる職員約300人のうち

P F I 事業者職員（パート職員を除く）は約 1 6 0 人程度とされ、その相当程度が地域労働市場から雇用されることが見込まれており、浜田市及びその周辺地域の雇用機会が増加する。

さらに、P F I 事業者からの関連する物品・サービスの地元発注により、地元企業等における雇用増が見込まれるなど、波及効果が期待される。

（ 3 ） 地方税等の増加

特別区域内に事務所又は事業所を有する法人に限って業務が委託されることにより、法人事業税や法人住民税等の増収が見込まれるほか、新たに定住する刑務所勤務の職員及びその家族により、個人住民税等の増収も見込まれる。

（ 4 ） 地域医療の充実

刑務所内の診療設備を利用し、地域住民に対しても医療サービスが提供されることで、特別区域内の浜田市旭町において、新たに眼科医療のニーズへの対応が可能となり、地域医療の充実が図られる。

8 特定事業の名称

特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業
（ 5 1 0 号 ）

特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業
（ 5 1 1 号 ・ 9 2 9 号 ）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（ 1 ） 関連する事業等

（ 浜田市の取組 ）

矯正施設誘致以来、周辺自治体（浜田市、江津市、邑南町）で組織する旭町矯正施設建設促進協議会により、地域活性化へ向けた広域連携を図っている。

矯正施設整備対策課を設置し、刑務所の建設促進、地元産品の活用促進のための地元経済界の体制づくり、国、県等との調整、連携を図っている。これまでに、市が事務局となって設置した組織として、地元農林水産物の供給・生産体制整備と刑務作業の受入・提供の調整等を行う島根あさひ社会復帰促進センター地域共生連絡協議会のほか、島根あさひ社会復帰促進

センター雇用促進連絡会がある。

島根あさひ社会復帰促進センター地域安全対策協議会を設置し、地元の自治会、婦人会、地区校長会、商工会をはじめ、県・浜田市や浜田警察署などの行政機関、市の交通安全協会などが連携して、地域の安全・安心を確保するための体制を作っている。

(島根県の取組)

法務省による刑務所の建設・運営を促進するため、組織内に本庁内推進会議と課題毎にプロジェクトチームを設置し、現地にも石見地域県地方機関連絡支援会議を置き、関係機関の連携を図っている。

(浜田市・島根県の共同の取組)

刑務所の建設・運営の円滑な推進と、連動する地域経済活性化のため行政及び経済界の関係推進組織のトップによる会議を設け、緊密な連携のもと官民一体となった取組を行っている。

(2) 必要とする事項

「地域との共生」を図る刑事施設として、国、PFI事業者が、地元経済の活性化、地域雇用の優先、地域社会への貢献に資する運営を行う。食材、日常生活用品及びサービス等の地元供給体制を確立する。刑務作業・職業訓練において、国、PFI事業者は、地場産業の活用や地域との連携を推進する。

地域住民からの刑務所への理解と協力を得るため、国、PFI事業者は、矯正行政の基礎知識や、施設の運営状況などの情報提供に努める。

< 地域との共生に向けた具体的な取組 >

1) 積極的な情報公開・情報発信

刑務所運営に関する積極的な情報公開・情報発信

ホームページや自治体広報誌等を利用し、職員採用、食材・備品等の購入、刑務作業提供企業等募集、受刑者による社会貢献活動の利用案内、地域開放施設の利用案内等をはじめ、刑務所の運営状況について地域社会に積極的に情報公開・情報発信し、地域住民に身近な存在として親しまれるよう気運醸成を図る。

2) 地域経済への貢献

施設整備及び維持管理ほか各運營業務分野における地元の産材・人材・事業所等の活用促進

地元産材の活用.....建築資材として石州瓦・県産木材等の活用
地元供給体制の構築.....食材の購入、日常生活品・衣類寝具等の一部
の購入、清掃業務の再委託、理容業務の全面
委託等
地元からの雇用.....正社員約80～130人程度、パート職員約
100人程度
(総務事務、調理・清掃等収容関連サービス、
警備、作業、教育・分類事務支援、医療等)

3) 地域社会への貢献

刑務作業等による地域貢献

刑務作業等の地場活用.....新開団地での構外農作業、近隣の農業生産法
人等支援、森林管理作業、湾内作業等

職業訓練による社会貢献...点訳作業

住民との触れあい

地域交流エリアの活用

社会復帰支援コミュニティーの象徴となる街づくりをめざし、工区に
職員宿舎エリアのほかに地域交流エリアを設け、ビジターセンター・刑
務作業アンテナガーデン・盲導犬育成訓練センター・子育て支援施設な
どを設置して、地域住民との積極的な交流を図る。

職員及び家族の積極的な地域参画

自治会に参加し、地元行事や地域活動に積極的に参加し、交流を図る。

【別紙 1】

1 特定事業の名称

(1) 番号 510

(2) 特定事業の名称 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

島根あさひソーシャルサポート株式会社（PFI事業者）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

島根あさひソーシャルサポート株式会社（PFI事業者）

(2) 事業が行われる区域 島根県全域

(3) 事業の実施開始時期 構造改革特区計画認定の日からただちに

(4) 事業により実現される行為等

刑務所業務のうち、これまで民間委託は清掃や一部運転業務のみであったが、施設警備、収容監視、職業訓練、信書の検査補助などの業務を、一定の要件を満たす民間事業者へ委託することが可能となり、民間事業者の能力を活用した効率的な刑務所運営が行われる。

【委託業務の範囲】

収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施

受刑者の分類のための調査の実施

被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。）

被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施（ に掲げるものを除く。）

被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施

被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助

被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助（信書の

内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。)

被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施

被収容者の領置物(金銭を除く。)の保管

収容の開始に際して行う被収容者の指静脈の情報の電磁的方法による採取の実施
受刑者の改善指導又は教科指導に関する講習、講話その他これらに類する事務の実施

その他 から の事務に準ずるものとして政令で定める事務

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らすことを禁ずることを、構造改革特別区域法における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の特例に規定しており、地元との共生をめざす刑務所の運営が適正に行われるよう、当該守秘義務について、委託者である国は、受託したPFI事業者に対し徹底を図ること。
- (2) 委託事務従事者は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなすことを構造改革特別区域法における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の特例に規定しており、地元との共生をめざす刑務所の運営が適正に行われるよう、当該みなし公務員規定について、委託者である国は、受託したPFI事業者に対し徹底を図ること。
- (3) 当該事業実施にあたっては、地域の公共安全のため、通年で刑務所を警察官立寄所に指定することを検討するなど、法務省、島根県、浜田市、島根県警察及びPFI事業者の緊密な連携を確保することとする。
- (4) 刑務所の設置決定以降、法務省・(旧)旭町等による地域住民・関係団体等への説明会や講演会を開催し、刑事施設への理解を得るよう努めてきた。今後も当該事業実施にあたり、法務省、島根県、浜田市、PFI事業者等との連携のもと、地域住民との協力関係を築いていくこととする。

【別紙 2】

1 特定事業の名称

(1) 番号 511 929

(2) 特定事業の名称 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

島根県（県立島根あさひ診療所（仮称））

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

島根県（県立島根あさひ診療所（仮称））

(2) 事業が行われる区域 島根県全域

(3) 事業の実施開始時期 構造改革特区計画認定の日からただちに

(4) 事業により実現される行為等

刑務所における診療所の管理を島根県に委託することが可能となる。また、地域住民の診療のために、当該診療所施設の利用が可能となる。

浜田市旭町には、眼科医療を行う機関がないことから、島根あさひ社会復帰促進センター（仮称）においては、眼科診療について一般開放し、眼科医療ニーズに対応する。

診療科目と診療日数

次頁の「島根あさひ社会復帰促進センター内診療所の診療内容」参照

5 当該規制の特例措置の内容

公的医療機関開設者に委託された刑務所施設内病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであった者が当該事業に関して知り得た人の秘密を正当な理由なく漏らしたときの罰則規定を、構造改革特別区域法における刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の特例に規定しており、島根県において、刑務所内で診療に従事する者に対し、守秘義務について徹底することとする。

当該事業実施にあたっては、受託する島根県において、刑務所内の診療所の適正な運営が図られるよう、診療内容等について調整することとする。

島根あさひ社会復帰促進センター内診療所の診療内容

【診療スケジュール】

1. 受刑者診療

区 分		月	火	水	木	金
診察室	午前	内 科	内 科	内 科	内 科	内 科
	午後	内 科	内 科	内 科	内 科	内 科
診察室	午前		精神神経科		精神神経科	
	午後		精神神経科		精神神経科	
診察室	午前					
	午後		1		2	
診察室	午前					
	午後		歯 科		歯 科	
人工透析	午前	透 析		透 析		透 析
	午後					

1 外科（4週に1回） 整形外科（隔週）

2 眼科（4週に1回） 耳鼻咽喉科（4週に1回） 皮膚科（4週に1回）

2. 一般開放診療

眼 科 受刑者診療予定日（4週に1回）に実施

【所要の医療従事者】

1. 医師及び歯科医師

上記に示したスケジュールに基づく診療を実施するために必要な人員

2. 看護師

上記に示したスケジュールに基づく診療を実施するために必要な人員、夜間・休日は常駐体制を維持するために必要な人員

3. 薬剤師

上記に示したスケジュールに基づく診療に伴う処方箋を受けるために必要な人員

4. 臨床工学士

上記に示したスケジュールに基づく人工透析に伴う機器調整等を実施するために必要な人員

5. 歯科衛生士

上記に示したスケジュールに基づく歯科診療を補助するために必要な人員